

# 一般社団法人 ワーカーズ・コレクティブ キッチンぱお 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 ワーカーズ・コレクティブ キッチンぱおと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県厚木市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、高齢化及び女性の社会進出の進む現代社会において、旬の素材と安全性の高い材料を使用した家庭的な食事を低廉かつ安定的に提供することにより、地域住民等の健康維持に寄与するとともに、多彩な「食」の企画を通し地域の集いの場を提供し、もって地域福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的に資するため次の事業を行う。

- (1) 高齢者専用集合住宅または施設における入居者及び利用者への食事提供事業。
- (2) 同上集合住宅または施設に付属するレストランにおける地域住民等への食事等提供事業。
- (3) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業。

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告が出来ない場合は、官報に掲載してする。

- 2 その URL は次の通りとする。 <http://www.kitchenpao.org/>

## 第2章 社員

(社員の資格の取得)

第6条 当法人の社員になろうとする者は、別に定める当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 社員は当法人の目的を達成するため、社員総会において別に定める拠出金を納入しなければならない。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める当法人所定の様式による退社届を提出することにより、退社することができる。ただし、退社の予告は1か月以上前に行うものとする。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条2項による社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人または被保佐人となったとき
- (2) 死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 入会后1年以上を経ても拠出金支払義務が履行されなかったとき
- (4) 総社員が同意したとき
- (5) 当法人が解散したとき

(社員名簿)

第11条 当法人は社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の職務執行に伴い発生する実費等への支払いについての定め
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3カ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

第16条 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 次の決議は、特別決議として、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

#### 第4章 役員

(役員)

第21条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上10名以内
- (2) 監事2名以内

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事はこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員構成の制限)

第25条 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事または監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任した者が就任するまで、理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会において役員各人個別の決議によって解任することができる。

(役員の実費等支払)

第28条 理事及び監事の職務執行に伴い発生する実費等への支払については、社員総会の決議をもって定める。

## 第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が提案した事項について、理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、議事録を作成する。

(理事会規則)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第6章 基金

(基金の募集)

第36条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の返還)

第37条 基金の拠出者は、拠出日より3年を超えたときより、返還を申し出ることができる。

- 2 基金返還手続きについては、別に定める。

## 第7章 計算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算は、毎年度開始日の前日までに理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に10年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第41条 当法人は、剰余金の分配は行わない。

## 第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会において特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第43条 当法人は、社員総会において特別決議その他法令に定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 附則

第45条 当法人の設立当初の事業年度は、この法人の成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時役員)

第46条 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第47条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

氏名	住所
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

[Redacted]  
[Redacted]  
(法令の準拠)

第48条 本定款の定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 ワーカーズ・コレクティブ キッチンぱおの設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成29年7月15日

設立時社員 (印)

設立時社員 (印)

設立時社員 (印)

設立時社員 (印)

設立時社員 (印)

設立時社員 (印)

設立時社員 (印)

設立時社員 (印)

設立時社員 (印)

設立時社員 (印)

設立時社員 (印)

設立時社員 (印)

設立時社員 (印)